

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：東松島市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	昭和63年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	宮城県東松島市	職員数* (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	556 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,598 (H18)
累積欠損金 (百万円)	-	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H18)
不良債務 (百万円)	-	財政力指数*	0.43 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率* (%)	15.1 (H19)
		経常収支比率* (%)	81.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>〔合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：矢本町、鳴瀬町〕 新市のまちづくりにあたっては「あおおとみずみずしい心が集う都市」を将来像とし、合併前の両町が長年にわたり培ってきた行政経験とこれまで両町が目指してきた将来像を発展的に統合し、住民との協働による新しい将来像の実現に向けた「恵」「愛」「快」「感」「志」「想」の6つのまちづくりの心を新市に広く浸透することで、まちを育てる住民・文化・歴史・産業等が一体になり、更なる躍進を目指すもの。 また、農業集落排水事業特別会計については、合併に伴い、旧矢本町の特別会計を東松島市の特別会計に移行し、新たな特別会計として経理することになった。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	東松島市農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	東松島市長 阿部 秀保
既存計画との関係	東松島市行財政改革実施計画 平成19年度～平成23年度
公表の方法等	HP掲載。議会：20年3月報告予定。使用料改定：20年3月議会説明予定
基本方針	<p>農業集落排水事業の現状は、事業の完了はしているものの、既存施設設備等の老朽化、北部連続地震の影響による管渠の撓み等もみられ、修繕費、維持管理費の増加が見込まれる。</p> <p>これらにも対応する経営健全の対応策として、コスト削減も含めた歳出抑制、適正な歳入の確保の取組み等を行っているところではあるが、将来を見据えた事業のシミュレーションにより自立経営に向けた取組を確認し更なる改善を推進する経営計画として位置付ける。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	94.7	102.5		197.3
	補償金免除額	15.5	25.8		41.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	41.7	41.1		82.8

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業債	94,748	102,505		197,253
合 計 (A)		94,748	102,505		197,253
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		94,748	102,505		197,253

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業債	41,695	41,070		82,765
					0
合 計 (A)		41,695	41,070		82,765
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		41,695	41,070		82,765

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市農業集落排水事業は農業集落における生活環境の整備及び農業用水の水質保全を図るため、昭和63年4月1日に事業着手し、平成5年4月1日に供用開始としている。事業は既に完了しており、処理区域面積は374ha、処理区域内人口は3,236人である（平成18年度末）。水洗便所設置済人口は2,660人（水洗化率82.2%）である。未接続世帯については、後継者のない高齢化世帯や、住居の老朽化による建替え予定世帯が大半で、生活困窮による未接続もみられ、急激な水洗化率の向上は見込めない状況にある。</p> <p>施設面では北赤井農業集落排水事業において施設設備の耐用年数が経過し、老朽化が進んでいる。また、平成15年に発生した北部連続地震の影響による管渠等の撓みもみられ、その修繕、機能復旧が必要となっている。事業計画では、北赤井農業集落排水事業における施設は、平成20年度から老朽化対策の機能強化事業を実施することとなっている。</p> <p>上記状況の財源確保等対応策としては、処理区域全戸の早期接続推進、定期的な使用料の改定が挙げられるが、使用料改定については目下策定中であり、合せて継続的な下水道を正しく利用するためのPRが必要とされる。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金水準の向上のため、3年毎の見直しを行う。 ・市町村合併との兼ね合いから使用料改定が延期となっていたため、平成20年度改定においては、2改定作業期間に配慮した改定を実施する。
	<p>課 題 ② 供給コストの節減合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の契約年度を単年度から複数年度契約する長期継続契約を取り入れることにより、コストの削減を行う。 ・管理経費の節減を図る観点から、地元組織である利用者組合等との協議を行いながら汚水処理施設処理方式から流域下水道処理への流入切替の検討を行う。 ・平成20年度から実施する農業集落排水処理施設機能強化事業の際に、維持管理コストの縮減にも考慮し事業実施する。
	<p>課 題 ③</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		89	93	102	109	136	91	88	81	78	76	
	(1) 営 業 収 益 (B)		28	28	27	32	34	32	36	36	36	38	
	ア 料 金 収 入		28	28	27	32	34	32	36	36	36	38	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他			0	0	0	0	0	0	0			
	(2) 営 業 外 収 益		61	64	76	77	102	59	52	45	42	39	
	ア 他 会 計 繰 入 金		61	64	76	77	102	56	52	45	42	39	
	イ そ の 他							3					
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)		89	93	98	109	98	91	88	81	78	76
		(1) 営 業 費 用		28	33	40	49	39	40	40	40	40	40
ア 職 員 給 与 費				5	4	5	5	5	5	5	5	5	
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他			28	28	36	44	34	35	35	35	35	35	
(2) 営 業 外 費 用			62	60	58	60	59	51	47	40	37	36	
ア 支 払 利 息			62	60	58	56	54	51	47	40	37	36	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他						4	6						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)					4		38						
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		85	134	85	87	51	87	282	253	161	92	
	(1) 地 方 債		9	16	16				192	133	36		
	(2) 他 会 計 補 助 金		65	97	47	87	50	86	80	77	83	91	
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		10	20	22				8	42	40		
	(6) 工 事 負 担 金			1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	(7) そ の 他			0	0	0	0						
	資本的 収 支	2 資 本 的 支 出 (G)		85	118	101	87	86	87	282	253	161	92
		(1) 建 設 改 良 費		37	59	38	13	2	4	20	89	85	4
ウ ち 職 員 給 与 費			12	1	0								
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			47	59	63	75	84	82	262	164	75	87	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			16	-16		-35							

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		16	-12		3					
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)			16			3	3	3	3	3
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		16	4		3	3	3	3	3	3
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		16								
実 質 収 支 (N)-(O)			4		3	3	3	3	3	3
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	65.3	61.2	63.5	59.4	74.5	52.6	25.1	32.9	50.7	46.7
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	28	28	27	32	34	32	36	36	36	38
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	1,847	1,804	1,757	1,682	1,598	1,516	1,447	1,415	1,376	1,261
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1,847	1,804	1,757	1,682	1,598	1,516	1,447	1,415	1,376	1,261
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分			76	77	102	56	52	45	42	39
うち基準内繰入金			12	5	69	38	35	30	28	26
うち基準外繰入金			64	71	33	18	17	14	13	12
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの			64	71	33	18	17	14	13	12
資 本 的 収 支 分			47	87	50	86	80	77	83	91
うち基準内繰入金			37	23	26	44	41	39	42	46
うち基準外繰入金			10	63	25	42	39	38	41	44
うち赤字補てん的なもの			10	63	25	42	39	38	41	44

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	29.3	28.4	21.7	20.8	37.9	38.1	44.8	48.8	48.0	47.0
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	65.3	61.2	63.5	59.4	74.5	52.6	53.4	53.7	50.7	46.7
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)		74.1	70.3	75.0	61.7	59.0	55.5	53.6	50.6
	うち基準内繰入金 (%)		11.5	5.0	50.9	41.9	40.0	37.6	36.4	34.4
	うち基準外繰入金 (%)		62.5	65.3	24.1	19.8	19.0	17.8	17.2	16.3
	うち料金収入に計上すべき繰入金等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)		62.5	65.3	24.1	19.8	19.0	17.8	17.2	16.3
	資本的収入分 (%)		55.0	99.0	97.6	99.0	83.2	48.6	51.6	98.9
	うち基準内繰入金 (%)		43.2	26.5	49.9	50.6	42.5	24.8	26.4	50.5
	うち基準外繰入金 (%)		11.8	72.5	47.8	48.4	40.7	23.8	25.2	48.4
うち赤字補てん的なもの (%)		11.8	72.5	47.8	48.4	40.7	23.8	25.2	48.4	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>【料金設定の考え方】 農業集落排水事業においては事業の完了はしているものの既存施設設備等の老朽化、北部連続地震の影響による管渠の撓みもみられ、それら維持管理費にあわせた料金改定が必要だが平成18年度時点において管内では最も低額の設定で極めて低い水準であることから適正水準への引き上げが必要とされる。</p> <p>【料金収入の見込み】 水洗化への啓発による接続率の向上及び料金水準の向上のために3年毎の見直しを行うことによって収入の増加が見込まれる。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>上記で記載したとおり、料金収入の増加は見込めるものの、施設設備の老朽化対策(機能強化)等の経費を考慮すると、整備財源として市債発行が必要なことから当面資本費に係る一般会計繰入金の増加は止むを得ないところです。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>平成18年3月策定(策定期間10年～26年)した「東松島市職員定員適正化計画」に基づき、平成22年4月1日の職員数を361人と定め、さらに平成27年3月31日の職員数で18年度対比50人減の329人として設定している。</p> <p>具体的には、合併したメリットとして行政のスリム化を活かし、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、地域協働の取組みを通じて、計画的な職員数の削減に取り組むこととなっている。</p> <p>一方、農業集落排水事業特別会計では、既に職員数が1名となっているため、今後も現職員数での対応とします。</p>
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>市の業務のうち、委託、指定管理者制度の活用、市民協働等で対応する業務と正規職員が直接執行すべき業務を区別した上で、適正な職員数による効率的な行政運営を図る。</p>
○ 給与のあり方	<p>不適正、又は、国の支給基準と異なる制度や運用は実施していないことを継続する。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>年功序列を改め、職員から納得される信賞必罰の人事管理を行い、職員の業務意欲を最大限引き出すために、人事評価に基づいた昇任・昇格基準を設定し、職員に公表するとともに処遇制度として定着させる。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能労務職については定員適正化計画により、平成19年度以降、退職者不補充を行っており、平成23年度までに現行より10名の定員削減が図られる見込みである。さらに、行財政集中改革プランにのっとり、学校給食センターの民営化、学校用務員業務の民間委託により、定数削減の加速化を図る事としている。また、国から求められている内容を踏まえた取組方針を平成20年3月までに策定し、かつ住民にわかりやすく公表する。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時の特別昇給については、平成17年度より廃止している。また、職員の新陳代謝を推進し、公務能率の向上を図るとともに、組織階層の適正化と将来にわたる財政運営の効率化を図ることとし、対象年齢を50歳から45歳へ引き下げ、勤奨退職の機会を拡大する。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>職員に対する福利厚生事業には、職員の定期健康診断や職員互助会組織を通してのレクリエーション事業などがある。ただし、住民の理解が得られるものとなるように事業内容の点検・見直しを行い、平成19年度からは職員互助会に対する補助金の廃止(給付事業関係のため)、また、公費による職員に対しての生命保険である「団体生命弔慰金共済保険」への加入を取りやめた。今後も、福利厚生事業として適正に実施するためにも、事業内容の点検を行っていきます。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>【課題②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託業務の契約年度を単年度から複数年度契約する長期継続契約を取り入れることにより、コストの削減を行う。 ○管理経費の軽減を図る観点から、地元組織である利用者組合との協議を行いながら、流域下水道への流入切替を検討する。 ○平成20年度より、農業集落排水処理施設機能強化事業を導入し、維持管理コストの縮減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>【課題①】 増収対策として ①料金に関する事項 ・料金水準の向上のため、使用料改定作業を3年毎に実施する。 ②その他 ・未水洗化世帯への普及啓発活動。</p> <p>農業集落排水事業は平成18年度から使用料の料金体系を世帯割制から従量制へと切替を行っている。また市町村合併との兼ね合いから使用料改定が延期となっていたため、平成20年度改定においては、2改定作業期間に配慮した改定を実施する。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>広報や市ホームページ、市政懇談会等を通じ、市民に分かりやすく情報を提供する。</p> <p>公共サービス(事務・事業)の水準の総点検を目標に、全国の先進事例と市の類似事業のベンチマーキングを行うことで、市の地域特性を踏まえた上でサービス水準を押しはかり、効率的・効果的な公共サービスの提供を目指す。原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、公会計の整備の推進を図る。</p>
<p>5 その他</p>	

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	市全体では、委託、指定管理者制度の活用、市民協働等に対応する業務と正規職員が直接執行すべき業務を区別した上で、適正な職員数による効率的な行政運営を図ることとしている。今後の方向としては、適正な職員数を把握し、職員定員適正化計画に基づき、H19～H23での削減目標を18名としている。農業集落排水事業特別会計は現在1名の職員配置数であり現状維持を目標としている。このことにより平成19～23年度の計画期間では、36,720千円程度削減が見込まれる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>経営効率化：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務委託内容等 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度より委託の契約年度を単年度から複数年度とすることでコストを縮減している。 ことにより計画期間の5ヵ年で2,645千円程度のコスト縮減が見込まれる。 <p>収入確保：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用料改定 <ul style="list-style-type: none"> ・管内最低額で適正料金を下回っている使用料金を平成20年度に平均10%程度を目安に改定し適正範囲の料金とする。 この改定により平成20～23年度の4年間で16,446千円程度増収が見込まれる。 ○未収金徴収対策 <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問や電話徴収等を継続しつつ、費用対効果面を重視し、見直しを行う。 ・税、税外収入とも連携・調整し、徴収対策部門の組織統合を行う。 ・これまで未運用の強制執行を平成20年度から運用し計画的に滞納処分する。 このことにより、利用者納入意識改善効果が期待でき、平成16年度から開始した上下水道同時徴収によるコンビニ利用効果もあり平成19～23年度の計画期間において、2,876千円程度増収が見込まれる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

(単位:千円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	3,541	3,368	3,354	3,261	3,238		3,206	3,176	3,146	3,116	3,086		
	A 増減		-173	-14	-93	-25		-30	-30	-30	-30	-30	-150	
	水洗便所設置済人口(人)	2,676	2,518	2,791	2,583	2,660		2,685	2,710	2,735	2,760	2,785		
	B 増減		-158	273	-208	77		25	25	25	25	25	125	
	水洗化率(%)	75.6	74.8	83.2	79.2	82.2		83.7	85.3	86.9	88.6	90.2		
	C 増減		-0.8	8.5	-4.0	3.0		1.5	1.6	1.6	1.6	1.7	8.0	
	有収水量(m³)	217,315	229,884	230,304	231,871	192,164		193,664	195,164	196,664	198,164	199,664		
	D 増減		12,569	420	1,567	-39,707		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500	
	② 使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	129	123	115	140	177		167	184	183	181	189		
	E 増減		-6	-8	24	37		17	17	17	17	8	12	
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)									11.1	11.1		5.5		
F 増減									11.1	11.1		5.5	16.8	
④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		97.0	97.0	98.0	98.0	98.0		98.0	98.0	99.0	99.0	99.0		
G 増減				1.0						1.0	1.0		1.0	
④ その他()														
H 増減														
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	14,052	14,158	13,279	32,453	33,942		32,395	35,957	35,957	35,957	37,744		
	増減		106	-879	19,174	1,489		19,890	-1,547	3,562		1,787	3,802	
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		
	増減			-1				-1						
	管理運営費(千円)	136,772	151,356	161,297	183,951	182,059		173,638	163,931	150,334	152,970	163,881		
	I 増減		14,584	9,941	22,654	-1,892		45,287	-8,421	-9,707	-13,597	2,636	10,911	-18,178
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	39	45	48	56	56		54	53	48	49	53		
	J 増減		6	3	8	0		18	-2	-1	-1	-1	-4	
	⑦ 汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	440	434	532	671	466		439	412	375	378	402		
	K 増減		-6	98	139	-208		26	-27	-37	3	24	-64	
⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	125	117	148	230	232		220	206	187	189	201			
L 増減		-8	31	82	3		107	-12	-14	-19	2	12	-31	
⑨ その他()														
M 増減														
経営の効率化	⑩ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	29.3	28.4	21.7	20.8	37.9		38.1	44.8	48.8	48.0	47.0		
	増減		-0.9	-6.7	-0.9	17.1		0.2	6.7	4.0	-0.8	-1.0		
	⑪ 累積欠損金比率(%)													
⑫ 企業債現在高(百万円)	1,847	1,804	1,757	1,682	1,598		1,516	1,447	1,415	1,376	1,261			
増減		-43	-47	-75	-84		-82	-69	-32	-39	-115			
収入の確保	⑬ 使用料収入	28,061	28,290	26,544	32,348	33,939		32,385	35,947	35,947	35,947	37,744		
	改善額			265	323	339		324	3,954	4,314	4,314	6,416	19,322	
	⑭ ①有収水量の増加													
	⑮ ②使用料の適正化								3,595	3,595	3,595	5,662	16,446	
	⑯ ③収納率の向上			265	323	339		324	359	719	719	755	2,876	
⑰ その他④()														
経営の効率化	⑱ 管理運営費	136,772	151,356	161,297	183,951	182,059		173,638	163,931	150,334	152,970	163,881		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	12,427	5,346	4,563	5,102	5,083		5,083	5,083	5,083	5,083	5,083		
	改善額		7,081	7,864	7,325	7,873		7,873	7,873	7,873	7,873	7,873	39,365	
	⑲ ⑤職員給与費の適正化		7,081	7,864	7,325	7,344		7,344	7,344	7,344	7,344	7,344	36,720	
	⑳ 維持管理費(上記以外)の適正化					529		529	529	529	529	529	2,645	
㉑ うち職員給与費中の退職手当														
㉒ その他⑥()														
㉓ 改善額														
計画前5年間改善額 合計							31,071						58,687	
改善額 合計												58,687		
(参考) 補償金免除額												41,300		

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等